

大 個 審 第 1 0 号
(答 申 第 2 2 8 号)
平成 2 3 年 6 月 2 3 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 23 年 6 月 17 日付け市第 1854 号で諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について」については、住民基本台帳法第 30 条の 9 第 2 項に基づき、大阪府住民基本台帳法施行条例 (平成 23 年大阪府条例第 7 号) 第 6 条に基づき大阪府個人情報保護審議会が審議を行うこととなっています。

本審議会による審議の結果、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、本人確認情報を利用する事務 (別紙) を条例に追加することは、適当なものと認めます。

なお、運用にあたっては、下記事項に留意の上、住民基本台帳ネットワークシステムを適正に利用されるよう、配慮願います。

記

- 1 本人確認情報の利用にあたっては、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- 2 今後、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を新たに加える場合など、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務に大きな変更等がある場合は、改めて本審議会の意見を徴すること。

- (1) 児童扶養手当の過誤払返還金の債権管理に関する事務
- (2) 母子寡婦福祉資金貸付金の債権管理に関する事務
- (3) 低所得者の子弟に対する技能習得資金貸付の債権管理に関する事務
- (4) 理学療法士及び作業療法士修学資金貸与の債権管理に関する事務
- (5) 介護福祉士等修学資金貸付の債権管理に関する事務
- (6) 重度障がい者介護手当の債権管理に関する事務
- (7) 身体障がい者生業資金貸付金の債権管理に関する事務
- (8) 宅地建物取引業者の事務所不確知による免許取消に関する事務
- (9) 障がい者扶養共済制度年金請求及び支給に関する事務
- (10) 伝統工芸士認定に関する事務
- (11) 教職員の退職年金等の支給に関する事務